

支局名	一 般										特 定	合 計		貨物軽自動車
	一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管内	その他		管内	その他	
	管内	その他	(管内)	(その他)	管内	その他	管内	その他						
大阪	事業者数		151		36		2		153		0		153	(2)
	車両数	526	181	4	13	44	2	570	183	0	0	570	183	< 22 > 1,736
京都	事業者数		142		33		1		143		0		143	(5)
	車両数	1,078	173	4	8	51	3	1,129	176	2	0	1,131	176	< 83 > 4,228
奈良	事業者数		515		79		4		519		0		519	(33)
	車両数	4,658	309	25	7	181	7	4,839	316	7	0	4,846	316	< 742 > 18,098
滋賀	事業者数		315		57		4		319		0		319	(15)
	車両数	2,316	320	6	17	129	7	2,445	327	7	1	2,452	328	< 239 > 8,602
和歌山	事業者数		45		14		2		47		0		47	(10)
	車両数	634	93	2	4	61	4	695	97	2	0	697	97	< 11 > 1,742
兵庫	事業者数		29		12		1		30		0		30	(13)
	車両数	577	45	3	4	53	2	630	47	3	0	633	47	< 6 > 906
合計	事業者数		1,197		231		14		1,211		0		1,211	(78)
	車両数	9,789	1,121	44	53	519	25	10,308	1,146	21	1	10,329	1,147	< 113 > 35,312
	事業者数		1,197		231		14		1,211		0		1,211	(78)
	車両数	167,435	22,772	169	57	1,664	190	169,099	22,962	114	0	169,213	22,962	< 129 > 61,179

注1. 「霊柩」欄の事業者数には霊柩事業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

注2. 「管内」欄には、当該運輸局(総合事務局を含む、以下同じ)管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上する。

注3. 「その他」欄の下段には、注2の事業者が当該運輸局管内の他の支局内に営業所が存する場合、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。また、上段には、当該運輸局管外に主たる事務所を有している事業者が当該運輸局管内の支局内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数を計上する。

注4. 「(特別積合せ)」欄の事業者数及び車両数は、「一般」の欄の内数とする。また、車両数については運行車数を計上する。

注5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄の事業者数及び車両数は3段書きとし、上段は()書きで軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を、中段は< >書きでバイク便の事業者数及び車両数を、下段は軽霊柩及びバイク便以外の事業者及び車両数とし、全て外書きとする。